



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：武田中小企業診断士・社会保険労務士事務所

〒959-2005 新潟県阿賀野市山口町 1-1696

TEL 0250-47-8020 FAX 0250-47-8021 e-mail h-takeda@aroma.ocn.ne.jp

12

2025

重要

2025 年 12 月 2 日以降、 従来の健康保険証はお使いいただけなくなります（協会けんぽ）

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、「2025 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります」などとして、健康保険証（被保険者証）が使用できなくなることを周知を図っています。

..... 協会けんぽからのお知らせ／使用できなくなった健康保険証の取り扱いも案内

2025 年 12 月 2 日 以降、

従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。

2025 年 12 月 1 日以前

どちらも使える期間

健康保険証 マイナ保険証

2025

12/2

→

2025 年 12 月 2 日 以降

マイナ保険証に一本化！

マイナ保険証

※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。

※「資格確認書」をお持ちの場合、「資格確認書」でも受診できます。

☐ 使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄してください！

〈補足〉厚生労働省では、切替えに伴う混乱を避けるため、期限切れの健康保険証を持参した場合でも、資格情報が確認できれば、来年 3 月末までは、保険診療を受けられる特例措置を講ずることを、医療関係団体に周知しています。

★もし、従業員から期限切れの健康保険証の取り扱いについて相談を受けた場合は、本人および家族のマイナ保険証または資格確認書をすでに所持していることを確認した上で、期限切れの健康保険証は廃棄するように案内しましょう。

④ 健康保険組合にご加入の事業所におかれましては、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

要確認

高市総理が政権発足後初めてとなる所信表明演説

令和 7 年 10 月 21 日、石破内閣が総辞職し、新たに高市内閣が発足しました。同月 24 日には、高市総理が、政権発足後初めてとなる所信表明演説を行いました。企業実務や社会保障に着目すると、演説の中で、次のような方針が表明されたことが気になるところです。

● 物価高対策について

- ☐ 物価上昇を上回る賃上げが必要だが、それを事業者にも丸投げしてしまえば、事業者の経営が苦しくなるだけ。継続的に賃上げできる環境を整えることこそが、政府の役割である。
- ☐ いわゆる 103 万円の壁については、基礎控除を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置について、真摯に議論を進める。
- ☐ そして、税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにしなければならない。早期に給付付き税額控除の制度設計に着手する。

（次ページへ続く）